



平成24年9月21日

各 位

株 式 会 社 フ ィ ス コ
代 表 取 締 役 社 長 狩 野 仁 志
(J A S D A Q ・ コード 3 8 0 7)
問 い 合 わ せ 先 :
取 締 役 管 理 部 長 長 岡 信 一 郎
電 話 番 号 0 3 (5 7 7 4) 2 4 4 0 (代 表)

当社子会社の商号の変更に関するお知らせ

当社子会社である株式会社ネットインデックスにおきまして、商号の変更について、別紙「商号の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ」のとおり公表しましたのでお知らせいたします。

以 上

平成 24 年 9 月 21 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 ネット イン デ ッ ク ス
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 秋 山 司 (J A S D A Q ・ コード 6634)
問 合 せ 先	
役 職 ・ 氏 名	代 表 取 締 役 副 社 長 兼 経 営 企 画 部 部 長 石 原 直 樹
電 話	03-6880-9811

商号の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 9 月 21 日開催の取締役会において、平成 24 年 10 月 26 日開催予定の第 28 回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、商号の変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 商号の変更

1. 変更の理由

当社は、平成 24 年 7 月 17 日開示の「親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」のとおり、親会社が株式会社インデックスから株式会社フィスコへ変更しております。それに伴い、当社の更なる事業拡大及び企業ブランドの一層の強化のために商号の変更をおこなうものです。

2. 新商号

株式会社 ネクス
(英 文 名 NCXX Inc.)

3. 新商号の変更日

平成 24 年 12 月 1 日

なお、平成 24 年 10 月 26 日開催予定の当社第 28 回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件とします。

(ご参考) 商号に込めた想い

「NCXX」とは、ネットワーク（商標にプラグを描写することによってネットワークを象徴化）を意味する「NETWORK」と無限を意味する「X」と、つながりを意味する「COMBINATION」の3つを組み合わせた造語で、ネットワーク領域において新しい未来との「つながり」を創る企業でありたいという私たちの想いを表現しております。さらにもう一つの「X」は、次元を超越して（プラグの端子が 1 次元 = 宇宙）、世界中の人々を、Connect する象徴です。

II. 定款の一部変更

1. 変更の理由

商号（第 1 条）及び目的（第 2 条）の変更を行うものであります。

2. 変更の内容（下線部分は、変更箇所を示しています。）

現行定款	変更案
<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社<u>ネットインデックス</u>と称し、英文で<u>NetIndex Inc.</u>と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～11. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>12.</u> (条文省略)</p> <p>第3条～第<u>45</u>条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社<u>ネクスト</u>と称し、英文で<u>NCXX Inc.</u>と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～11. (現行定款どおり)</p> <p><u>12. 旅行業法に基づく旅行業</u></p> <p><u>13. 農作物の栽培・加工・販売</u></p> <p><u>14. 自然エネルギー等による発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売等に関する業務</u></p> <p><u>15.</u> (現行定款どおり)</p> <p>第3条～第<u>48</u>条 (条文省略)</p> <p>附則</p> <p><u>第1条 (商号)の規定の変更は、平成24年12月1日をもって効力を生ずるものとする。本条は、効力発生後、これを削除する。</u></p> <p><u>第2条 (目的)の規定の変更は平成24年10月26日開催の第28回定時株主総会における承認の時をもって効力を生じる。本条は、効力発生後、これを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成24年10月26日（予定）

定款変更の効力発生日 第1条（商号）の規定の変更は、平成24年12月1日（予定）

第2条（目的）の規定の変更は、平成24年10月26日（予定）

以上